

公立大学法人金沢美術工芸大学共同研究取扱規程

令和8年4月1日

令和8年規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)における社会連携事業のうち企業等との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「企業等」とは、会社法等に基づき設立された会社、地方公共団体、独立行政法人等外部の機関(国を含む。)をいう。

(2) 「共同研究」とは、次に掲げるものをいう。

ア 本学における共同研究 本学において、企業等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該企業等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。

イ 本学及び企業等における共同研究 本学及び企業等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、企業等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるものをいう。

(3) 「教員」とは、本学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手の者をいう。

(4) 「教員等」とは、前号の教員及び以下に掲げる者(当該者が学外機関等の役員、従業員等の地位を同時に有する場合は、当該者がこの規程の適用を受けることについて、当該学外機関等の同意があるものに限る。)をいう。

ア 本学と雇用契約又は委嘱契約を締結している者

イ 本学の学部及び大学院の学生であって、かつ、本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることについて同意している者

ウ 本学との間で発明等の取扱いについて、この規程の適用を受けることについて同意している学外者

(5) 「研究担当教員」とは、謝金、旅費、共同研究を担当する教員をいう。

(6) 「企業等共同研究員」とは、企業等において、現に研究業務に従事しており、共

同研究のため在職のまま本学に派遣される者をいう。

(7) 「企業等共同研究員等」とは、企業等共同研究員及び企業等研究担当者をいう。

(8) この規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「特許を受ける権利等」という。）

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作財産権及び著作者人格権（以下「著作権」という。）並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

エ 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に規定する営業秘密のうち、機密性を有し、特定及び識別可能な形で保持され、かつ財産的な価値を持つ一群の技術情報（以下「ノウハウ」という。）の権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

オ 知的財産権を利用して商品又はサービスとして商品化し販売等する権利（以下「商品化権」という。）及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

カ 民法（明治29年法律第89号）第206条に定める所有権又は知的財産権に基づく対象をデジタルデータ化し、記録媒体に格納し又はインターネット等で公衆送信するなどして利用する権利（以下「デジタル化権」という。）及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

キ 文化的思想又は感情を創作的に表現し、若しくは技術的思想の創作を表現したデザインコンセプト等であって、次の要件をすべて満たすアイデア（以下「アイデア」という。）の権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

- (ア) モノ・コトの関連性のある仕組み及びビジネス戦略・市場戦略であること
 - (イ) 応用可能性や展開拡張性があること
 - (ウ) 公表時点で類型のビジネスモデル、サービス、商品又は建築等が存在しないこと
 - (エ) (ア)から(ウ)までのすべてを満たすアイデアであって、当該アイデアを基に産業財産権、著作権、ノウハウ、商品化権及びデジタル化権等の知的財産に継承される可能性があること
- (9) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、著作権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成、ノウハウについては創出という。
- (10) 「発明者」とは、教員等又は企業等共同研究者等のうち発明等を行った者をいう。
- (11) 「出願」とは、特許法第36条に規定する特許出願、実用新案法第5条に規定する実用新案登録出願、意匠法第6条に規定する意匠登録出願、商標法第5条に規定する商標登録出願、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条に規定する設定登録の申請及び種苗法第5条に規定する品種登録出願及びこれらの外国における出願をいう。
- (12) 「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第3項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、著作権法第21条から第28条までに規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）を利用する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第5項に規定する行為、不正競争防止法第2条に規定する営業秘密を使用する行為、知的財産権を利用して商品又はサービスとして商品化し販売等する行為、所有権又は著作権等知的財産権に基づく対象をデジタルデータ化し、記録媒体に格納し又はインターネット等で公衆送信するなどして利用可能にする行為及び文化的思想又は感情を創作的に表現し、若しくは技術的思想の創作を表現したデザインコンセプト等のアイデアを利用する行為及び外国におけるこれらの行為に相当する行為をいう。
- (13) 「既存知的財産権」とは、共同研究開始以前から本学又は教員等又は企業等が所有する知的財産権をいう。
- (共同研究に要する経費)

第3条 本学における共同研究の場合にあつては、当該共同研究に要する経費の負担は、次に掲げるところによる。

(1) 本学は、その施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

(2) 企業等は、共同研究遂行のために、前号の規定により本学が負担するもののほか、研究担当教員及び研究支援者等の人件費、消耗品費、主として利用する施設設備利用料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）並びに経費執行管理費、光熱水費、基盤的施設設備利用料、共同研究管理事務費等当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

(3) 前号に定める直接経費のうち、研究担当教員の人件費の算定については、1時間当たり次に掲げる額を基準とする。

ア 教授 7,000円

イ 准教授 6,000円

ウ 講師 5,000円

エ 助教 4,000円

(4) 第2号に定める直接経費のうち、主として利用する施設設備利用料に関する取扱いは別に定める。

(5) 本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。

2 本学及び企業等における共同研究の場合にあつては、前項に定めるもののほか、企業等は、当該企業等における研究に要する経費等を負担するものとする。

3 第1項第2号に定める間接経費は、直接経費の20%（ただし、国際共同研究の場合は30%）に相当する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、本学が組織対応型共同研究と判断する場合は、間接経費として戦略的産学連携経費を勘案するものとし、直接経費の30%（ただし、国際共同研究の場合は40%）に相当する額とする。

5 前2項に定める額に寄りがたい場合は、学長及び企業等が個別に協議し、額を定めるものとする。

（設備等の取扱い）

第4条 前条第1項に定める経費により、本学において新たに取得した設備等は、原則として、本学の所有に属するものとし、同条第2項に定める経費により、企業等において新たに取得した設備等は、当該企業等の所有に属するものとする。

2 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、企業等からその所有に係る設備を本学に無償で受け入れることができるものとし、この場合の搬入・搬出に要する経費は、原則として当該企業等が負担するものとする。

(研究場所)

第5条 本学の教員等は、共同研究を行うために必要な場合には、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。

(共同研究の申込み)

第6条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、別紙様式による共同研究申込書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第7条 共同研究の受入れについての審議は、社会共創センターにおいて行う。

2 社会共創センターは、次に掲げる事項について審議するものとする。ただし、前年度に共同研究の受入れが決定されたものと同様の相手方から同様の研究内容で、共同研究の申込みがあった場合は、審議を省略することができる。

(1) 共同研究の目的、内容等

(2) 企業等共同研究員の研究歴等

(3) その他共同研究の受入れに関し必要な事項

3 共同研究の受入れは、社会共創センター及び教育研究審議会の議を経て、学長が決定するものとする。

(契約の締結)

第8条 理事長は、前条第3項の受入れの決定に基づき、当該企業等の長と共同研究契約を締結するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第9条 研究担当教員は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、その理由がやむを得ないと認めるときは、企業等の長

と協議の上、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長することを決定するものとする。

(共同研究の完了)

第10条 研究担当教員は、共同研究が完了したときは、企業等共同研究員等と協力して共同研究の期間中に得られた研究成果について、報告書を取りまとめるものとする。

2 研究担当教員は、学長及び企業等の長に前項の研究成果について報告するものとする。

(共同研究の中止に伴う直接経費及び間接経費の取扱い)

第11条 共同研究を中止した場合において、第3条第1項第2号の規定により受け入れた直接経費及び間接経費は、原則として返還しないものとする。ただし、共同研究を完了又は中止した時点において不用となった額があり、かつ、企業等より返還請求があった場合は、協議の上、その全部又は一部を返還するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 共同研究による研究成果は、公表を原則とするものとする。なお、公表の時期及び方法について、必要がある場合には、学長は企業等の長と協議するものとする。

(研究料)

第13条 企業等の長は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等共同研究員に係る研究料を支払わなければならない。

2 前項の研究料の額は、受け入れる企業等共同研究員1人につき次号に掲げる額とする。

(1) 研究期間が6カ月以内の場合 200,000円に消費税相当額を加算した額

(2) 研究期間が6カ月を超え1年以内の場合 400,000円に消費税相当額を加算した額

(3) 研究期間が1年を超える場合 前号に掲げる額に、1年を超える期間に応じ、第1号又は前号に準じた額を加算した額

3 支払われた研究料は、返還しない。

4 研究期間を延長する場合の研究料の額は、当初の研究期間と延長する研究期間を合算した期間に基づき第2項の規定により算出した額とする。この場合において、当初の研究期間に係る研究料の額と合算した期間に係る研究料の額が異なるときは、その差額の研究料を納付しなければならない。

(共同研究における本学又は教員等の既存知的財産権の提示等)

第14条 本学は、共同研究において本学の既存知的財産権を使用する場合は、共同研究開始前に企業等へ書面で提示するものとする。

2 本学は、教員等が共同研究開始前から所有する知的財産権を共同研究で使用する場合は、当該知的財産権を企業等に提示する前に、当該知的財産権の本学への譲渡又は使用許諾を確定して企業等へ提示するものとする。

3 本学は、教員等が共同研究開始後に既存知的財産権を使用する場合も前項と同様に扱うものとする。

(共同研究における企業等の既存知的財産権の提示等)

第15条 企業等は、共同研究において企業等の既存知的財産権を使用する場合は、共同研究開始前に本学へ書面で提示するものとする。

(発明等の届出)

第16条 本学の教員等並びに企業等共同研究員等は、共同研究の結果又はその過程で発明等を行った場合は、速やかに、学長及び企業等の長に届け出なければならない。

(知的財産権の帰属)

第17条 共同研究において発生した発明等に係る知的財産権は、本学と企業等双方の貢献度を踏まえた持分により、双方が所有するものとする。ただし、共同研究に関連して本学又は企業等が独自に発明等を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権は、それぞれが単独で所有するものとする。

(単独発明等に係る出願)

第18条 学長又は企業等の長は、本学の教員等又は企業等共同研究員等が共同研究の結果、それぞれ独自に発明等を行った場合において、出願を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。

(共同発明等に係る出願)

第19条 理事長及び企業等の長は、本学の教員等及び企業等共同研究員等が共同研究の結果、共同して発明等を行った場合において、出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、本学及び企業等は共同して出願を行うものとする。ただし、企業等から特許を受ける権利等を承継した場合は、本学が単独で出願を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人金沢美術工芸大学知的財産権取扱規程の規定により本学が当該権利を承継しないときは、この限りでない。

(知的財産権の取扱い)

第20条 共同研究の結果生じた知的財産権の取扱いについては、本学及び企業等の協議に基づき別に定めるものとする。

2 本学及び企業等は、著作者人格権に対して、善良な管理者の注意義務を果たすものとする。なお、著作者から著作者人格権に対して疑義の申し立てがあった場合は、本学及び企業等は当該著作者と協議するものとする。

(秘密の保持)

第21条 理事長及び企業等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができるものとする。

(雑則)

第22条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。